

商工業者に対する原発事故営業損害賠償打ち切り方針（素案）
の撤回を求める意見書

経済産業省資源エネルギー庁と東京電力株式会社は、昨年12月25日、福島県商工会連合会に対する説明会において、商工業者に対する原発事故営業損害賠償を2016年2月で終了する方針（素案）を示した。

原発事故からまもなく4年となるが、事故はいまだ収束しておらず、汚染水問題解決の目途も立っていない。また、原発事故による風評被害はいまなお進行中である。こうした中で、加害者である国と東京電力からこのような方針（素案）が示されること自体信じがたく、商工業者のみならず、被災県民に衝撃を与えているところである。

関係団体からは、方針（素案）の撤回を求める声が相次いでいるが、これは至極当然である。安倍総理は「福島の復興なくして日本の再生はない」と述べてきた。原発事故の完全賠償は、福島復興のための重要な一環であり、商工業者への営業補償もまた然りである。

よって、国及び東京電力は、原発事故で与えた被害の重大性を直視し、営業損害賠償打ち切り方針（素案）を撤回し、事業者が事故前の状態を完全に回復するまで賠償を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成27年2月9日

福島県伊達郡桑折町議会

内閣総理大臣 殿
経済産業大臣 殿
復興大臣 殿